



2026年1月14日

各 位

会 社 名 株式会社 サーバーワークス
代表者名 代表取締役社長 大石 良
(コード番号: 4434 東証スタンダード市場)
問合わせ先 執行役員 大川 敏昭
TEL. 03-5579-8029

業績目標及び株価条件付 有償ストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、2026年1月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社グループの中長期的な業績拡大及び企業価値の増大へのコミットメントを強固にすることを目的として発行いたします。対象となる当社及び当社子会社の役職員が、株主の皆様と利益意識を共有し、一丸となって高い目標に挑戦する士気を醸成するとともに、優秀な人材の長期的なリテンションを図ります。

本新株予約権には、2029年2月期から2035年2月期までの7年間において、極めて意欲的な営業利益（連結）に関する条件及び株価に関する条件を達成した割合に応じて、権利行使可能な割合を変動させる条件を設定しております。具体的には、当社の持続的な成長に向けたマイルストーンとして、営業利益2,000百万円かつ株価3,000円（当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値）を達成した段階から一部の権利行使が可能となり、その後は、営業利益条件又は株価に関する条件の達成に応じて、権利行使可能な割合が増加していくこととなり、最終的に営業利益3,000百万円かつ株価5,000円（前述同様）という、現状の水準から飛躍的な向上を成し遂げた場合にのみ全個数の行使を可能としております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合の希薄化率は、発行済株式総数7,923,221株に対して約2.0%に相当するものの、上述の通り本権利の行使は、時価総額の大幅な向上を伴う目標達成が前提となっております。この高いハードルのクリアは、既存株主の皆様の利益に大きく資するものであり、将来的な希薄化の悪影響を十分に上回る株主価値の向上が期待できることから、本発行およびその規模は合理的であると判断しております。

2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役及び従業員 23名 1,550個 当社子会社従業員 1名 50個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び	本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

数	<p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他の場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3) 新株予約権の総数	1,600 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権1個当たりの発行価額は金100円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は金1,945円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}} + \frac{\text{既発行}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2030年2月28日から2040年1月30日までとする。ただし、行使期

	間の最終日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2029年2月期から2035年2月期までのいずれかの事業年度における、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。）に記載された営業利益（以下、当該営業利益に係る業績条件を「営業利益条件」という。）、及び、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間における、いずれかの6か月（当日を含む125取引日をいう。以下本(7)①において同じ。）において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（円未満は切り捨てるものとする。）が、下記(a)乃至(f)の各号に掲げる条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として権利行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 営業利益が一度でも2,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも3,000円以上の場合：行使可能割合15% (b) 営業利益が一度でも2,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも4,000円以上の場合：行使可能割合21% (c) 営業利益が一度でも2,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも5,000円以上の場合：行使可能割合30% (d) 営業利益が一度でも3,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも3,000円以上の場合：行使可能割合50% (e) 営業利益が一度でも3,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも4,000円以上の場合：行使可能割合70% (f) 営業利益が一度でも3,000百万円を超過し、かつ、当社普通株式の普通取引終値の6か月間の平均値が一度でも5,000円以上の場合：行使可能割合100% <p>なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約者の行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8) 新株予約権の行使	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資</p>

	<p>により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>本基金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
(11) 組織再編行為における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年1月30日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年1月30日

以上